

都立動物園の運営手法について

「都立動物園等運営手法検討懇談会」における外部専門家からの意見を踏まえ、都立動物園等の運営手法については引き続き指定管理者制度による管理運営とし、併せて制度の効果を一層発現させるための改善を進めてまいります。

1 地方独立行政法人化のメリットに対する指定管理者制度での対応

地方独立行政法人化のメリット(既存法人)		指定管理者制度(公益財団法人特命)での対応
運営面	経営努力により生じた利益を施設整備・事業等に活用	○指定管理者でも経営努力による利益を活用可能 (収支相償の原則(公益事業で利益を出さない)の制約あるが、特定費用準備資金設定による施設整備等への後年度支出も可)
	法人独自の新たなサービスの実施	○指定管理費の範囲内であれば裁量で実施可能 ○必要に応じて都からの予算措置可能
財政面	自己収入の充実	○基金の積極的PRなどにより外部資金獲得を進めている ○公益財団法人として資金運用は可能
	効率的執行による経費節減	○指定管理者制度は精算を伴わず、経費節減による利益はインセンティブとなるため、経費節減努力は随時進めている
	企業会計原則導入による透明性向上	○企業会計は適用済み
人事面	独自の人事制度による人員確保・離職防止	○独自の人事制度の導入は可能 △政策連携団体として都への協議が必要であり時間を要する
	都派遣職員削減	○都派遣職員削減を進め事務系職員は最小限となっている。飼育系職員は退職時の固有職員切替を進めている。

2 都立動物園における運営手法

地方独立行政法人化によるメリットの多くは指定管理者制度の運用を工夫することにより享受が可能であることから、第2次都立動物園マスタープランに掲げた取組を効果的に実現する観点からも、引き続き指定管理者制度により運営していく。

指定管理者制度の効果を一層発現させるには、さらなるインセンティブ確保策が重要であるため、制度の運用に当たっては、各園の特色や役割を踏まえ、利用料金制度や収益事業における民間活用等の検討を進めるなど、改善に取り組んでいく。